

## 寝屋川市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、寝屋川市都市再生推進法人指定申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、ふりがな、住所、生年月日及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 推進法人の指定の申請を受けようとする年度の前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 推進法人の指定の申請を受けようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 推進法人に指定される以前の寝屋川市におけるまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類で市長が必要と認めるもの

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があるこ

と。

- (3) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
- (5) 業務を行うに当たって関係行政機関や他の民間組織等と十分な連携を図ることが可能と認められること。
- (6) 寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと並びに同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者が所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、寝屋川市都市再生推進法人指定書により申請者に通知する。

（名称等の変更）

第 4 条 法第 118 条第 3 項に規定する名称等の変更の届出をしようとする推進法人は、寝屋川市都市再生推進法人名称等変更届出書を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ寝屋川市都市再生推進法人業務変更届出書を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第 5 条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

（聴聞の実施）

第 6 条 市長は、法第 121 条第 3 項の規定による取消しを行う場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定により聴聞を行うものとする。

（委任等）

第 7 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、2 軸化事業本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。